

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	私立高等学校等就学支援金支給事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県知事は、私立高等学校等就学支援金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、静岡県個人情報保護条例の定めに従い、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年1月10日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	私立高等学校等就学支援金支給事務
②事務の内容	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、保護者等の税額情報等に応じて私立高等学校等に在学する生徒に対し、就学支援金を支給する事務 ・私立高等学校等就学支援金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「就学支援金事務処理システム」という。)
②システムの機能	・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、都道府県の教育委員会／知事部局が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 ※静岡県私学振興課が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	・中間サーバーへの符号取得要求の仲介 ・団体内統合利用番号の取得、管理 ・符号、団体内統合利用番号、個別業務システムから中間サーバーへの登録要求の仲介 ・副本登録における、個別業務システムから中間サーバーへの登録要求の仲介 ・情報照会における、個別業務システムからの照会要求の受付及び中間サーバーと個別業務システムと情報授受の仲介
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバー)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	・符号と団体内統合宛名番号を紐付け、その情報を保管し、管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の記録を生成、保管する。 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 市内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()
システム4	
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
高等学校等就学支援金支給関係ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 123の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第153条第1項第1号ハ、同条第2号ハ 【照会側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第153条各号	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課	
②所属長の役職名	私学振興課長	
7. 他の評価実施機関		
なし		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金支給関係ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	静岡県内の私立の高等学校等に在籍する生徒等の保護者等
その必要性	就学支援金に関する事務において、支給額の決定に当たり、申請者の保護者(親権者又は主たる生計維持者のほか、その他保護者と同一にみなすもの)について、所得状況を確認する必要があるため(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第3条第1項及び第3条第2項第3号)
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有 ・学校・教育関係情報: 対象者の在籍する学校情報を特定するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和元年7月
⑥事務担当部署	静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		就学支援金の支給認定のため
④使用の主体	使用部署	静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【就学支援金の支給認定に関する事務】 ・地方税関係情報から就学支援金の受給資格を審査する。 ・受給者である申請者本人の申請内容と、保護者の地方税関係情報に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条の基準に照らし、就学支援金を支給する。なお、申請者に保護者がいない場合は、生徒本人の地方税関係情報に基づき判断する。
	情報の突合	・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日		令和1年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託しない] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
----------	---

提供先1

①法令上の根拠	
---------	--

②提供先における用途	
------------	--

● 提供IP=0017 的用途	
● 提供IP=0018 的用途	

③提供する情報	
	＜選択時＞

④提供する情報の対象となる本人の数	[]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-------------------	-----	---

⑤提供する情報の対象となる
本人の範囲

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他 ()	

⑦時期・頻度	
--------	--

提供先2~5

提供先6~10

提供先11~15

提供先16~20

移転先1

①法令上の根拠	
---------	--

◎移転先における用途	
------------	--

②移転元に関する用途	

③移転する情報	

④ 移転する情報の対象となる 本人の数	[	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	]
------------------------	---	---	---

⑤移転する情報の対象となる
本人の範囲

⑥ 移転方法	☐ 庁内連携システム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他（ ）	

⑦時期・頻度	
--------	--

移転先2~5

移転先6~10

移転先11~15

移転先16~20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	就学支援金事務処理システムには特定個人情報には保存しない。 特定個人情報は、カードキー等により厳重に管理されたサーバー室にある団体内統合宛名システム及び中間サーバーにて保管し、バックアップも同室内の機器に保存する。 各システムは、アクセス権限を持った職員のみアクセスできるようアクセス制御を行う。 団体内統合宛名システム及び中間サーバーにはアクセス制御の他、静脈認証による端末制御を行う。 執務室は退庁時に施錠される。	
---------------	--	--

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・学校の在学期間
- ・取得単位数
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・生徒との続柄
- ・課税先の市区町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の統合宛名番号
- ・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額
- ・就学支援金の受給資格、支給額、支給期間に関する情報
- ・保護者等の地方税の課税標準額及び市民税調整控除の額
- ・保護者等の生活保護情報関連情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金支給関係ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【業務担当課における措置】 ・個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号が記載された申請書を提出させるようにし、対象者以外の情報を収集することのないように徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・特定個人情報の取扱いについて、担当者向け説明会や研修を行う。 ・学校担当者向けの周知及び啓発を行う。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【団体内統合宛名システムにおける措置】 ・団体内統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた業務に従事する職員以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みに加え、事務毎にもアクセス制御を行っている。 【委託先における措置】 ・契約書上での目的外使用の禁止を明記する。 ・委託先から取扱者の名簿を提出させ、管理する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【業務担当課における措置】 ・就学支援金等事務処理システムでは、事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、パスワードで保護している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に変更を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定している。 【団体内統合宛名システムにおける措置】 ・情報システム管理者が権限表を作成し、一元的に管理するとともに、静脈認証をしている。
その他の措置の内容	・システムの起動は必要時のみとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【業務担当課における措置】 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示していない。 ・端末機をパーティションの中に設置して作業している。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[☐]	＜選択肢＞ 1) 定めている2) 定めていない	
規定の内容			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[☐]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない4) 再委託していない	
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[☐]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[☐] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[☐]	＜選択肢＞ 1) 定めている2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[☐]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【業務担当課における措置】 ・番号法の規程に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 【就学支援金事務処理システムにおける措置】 ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを、電子媒体を利用したファイル連携により登録する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法の規程に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 【団体内統合宛名システムにおける措置】 ・番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、法規定に従い、業務以外に利用することを禁止する。 ・特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみにアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供 ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ・端末利用にあたってはアクセス制御や静脈認証により、不適切な使用の防止、必要最低限の利用となるようにしている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した 行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと接続団体との間は、VPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。 ④統合宛名システムに登録している個人情報が誤っており、マイナポータル上で他人の身障手帳情報を閲覧可能な状態にあった。 ⑤会計年度任用職員の情報を保存していたUSBメモリが窃取された。 ⑥WEB上で公開していた道路保全台帳附图に、家屋所有者氏名を掲載したまま公開してしまった。	
再発防止策の内容	・送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。 ・委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。 ・情報セキュリティに対する職員研修を実施した。 ・保管庫の鍵管理体制を見直した。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法 個人情報保護条例に関する研修に参加するとともに、情報セキュリティ自己点検の実施、情報セキュリティ研修会等に参加することにより、担当職員の資質向上を図る。	
10. その他のリスク対策	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課助成班 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電話:054-221-2066 FAX:054-221-2943
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課助成班 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電話:054-221-2066 FAX:054-221-2943
②対応方法	—

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月10日
②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる [＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 第91の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第66条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 123の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条	事後	番号法の改正による
令和7年1月10日	I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携	【提供側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の113の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ、同条第2号ハ 【照会側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の113の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号	【提供側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第153条第1項第1号ハ、同条第2号ハ 【照会側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第153条各号	事後	番号法の改正による
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	【団体内統合宛名システムにおける措置】 ・団体内統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた業務に従事する職員以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みに加え、事務毎にもアクセス制御を行っている。 【委託先における措置】 ・契約書上での目的外使用の禁止を明記する。 ・委託先から取扱者の名簿を提出させ、管理する。	【団体内統合宛名システムにおける措置】 ・団体内統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた業務に従事する職員以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みに加え、事務毎にもアクセス制御を行っている。 【委託先における措置】 ・契約書上での目的外使用の禁止を明記する。 ・委託先から取扱者の名簿を提出させ、管理する。	事後	番号法の改正による
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する渋滞事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	

令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する渋滞事故が発生したか。その内容	-	①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。 ④統合宛名システムに登録している個人情報が誤っており、マイナポータル上で他人の身障手帳情報を閲覧可能な状態にあった。 ⑤会計年度任用職員の情報を保存していたUSBメモリが窃取された。 ⑥WEB上で公開していた道路保全台帳附图に、家屋所有者氏名を掲載したまま公開してしまった。	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する渋滞事故が発生したか。再発防止策の内容	-	・送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。 ・委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。 ・情報セキュリティに対する職員研修を実施した。 ・保管庫の鍵管理体制を見直した。	事後	